

共同親権運動

21号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2012年4月7日

●主張 民法 766 条改正で家庭裁判所は変化したのか

～家庭裁判所 待合室での会話から思うこと～

3月に家庭裁判所（東京・立川支部）の待合室で聞いた会話です。

離婚調停申立人の女性と弁護士と思われる男性の2人が「どうすれば子どもを相手側会わせなくすることができるか？」という作戦会議をしていました。

その弁護士の提案は次のようなものでした。

- ①離婚調停とは別に、相手方に面会交流調停を別にたてて話し合う事を提案する。
(この時点でお父さんは「子どもに会えるのでは」と大きな希望を持つのでしょうか…)
- ②そして調査官調査で子どもに「お父さんには会いたくないと『言わせる』」。

会話の内容から子どもは中学生の男の子ようで、「子どもの意思が尊重される年齢」ということをふまえての戦略でした。思春期のお子さんの調査官調査で「会いたくない」との結果を報告されて子どもと会えなくなっている別居親当事者を何人も知っており、また自分自身もそのようになるかもしれないと恐れている私は、彼らの会話を聞いてとても悲しくなりました。やはり同じ頃、九州の方ではほぼ同じような会話を調停待合室で聞いた方がいらっしまったそうで、その方は相手方だけでなく、裁判所、弁護士という「分厚い壁」の存在を感じたそうです。

残念なことですが、一部の弁護士には、依頼者の「会わせたくない」という希望に応え「子どもに『会いたくない』と言わせる」ことが、現在でもあたりまえの常套手段になっているようです。

そのような事がある一方まったく別の対応をしている弁護士のお話もあります。

前述と同じく、家庭裁判所の申立人待合室（4月、千葉）での目撃談になります。

(目撃談)

見るからに離婚を申し立てた母親とその弁護士（女性）が話しているのを聞きました。

【弁護士】「うん、あなたが傷ついて、そう言いたい気持ちはわかるけど、今の裁判所の判断だと、あなたのようなケースで（子どもの面会を）拒否するのは難しい」

【母親】「そうですか、でも・・・」

【弁護士】「裁判所の判断というのは、日本の社会の常識ということだから、今の日本の社会がこのケースでは、子どもを会わせなくていいというふうにはなっていないということなの。相手方が、しばらく子どもに会いたいと言ってこないなら別だけどね」



原則交流・共同養育 第Ⅱ期共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

電話 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

郵便振込み 00130 - 5 - 472679 加入者名：kネット



なんてことを話していました。母親のほうもだいぶ疲れて見えましたが……。

(目撃談以上)

同様の事案で同居親側についていても、弁護士によって考え方・対応が全く異なることがよく分かります。

弁護士の対応が色々であるなか、肝心の家庭裁判所の対応はどうでしょうか。

平成24年4月1日の改正民法766条施行以降、家庭裁判所の対応も少し変わってきたと言う声もちらほらと聞こえてきています。ある面会交流調停では、審判官が、同居親側の面会への非協力的な態度を批判し、「家庭裁判所は別居親と子どもが原則的に交流すべきであるという考え方にたっている」と明言したとの事です。

一方、民法改正以降も以下のような旧態依然とした発言が、調停委員、調査官からなされているという話もあります。

- ・「調停というのは所詮両者の話し合い。相手方が同意しないと何もできない。」
- ・「子どもが『会いたくない』と言うかぎり子どもの意向が尊重されます。面会交流が実現する望みは100%ありません。」
- ・「面会交流をするように、子どもや同居親への働きかけをすることは、会わせたくないという同居親の気持ちに対して『中立に反する』ので行えません。」

裁判所も弁護士も、大きな変化の過渡期にさしかかっているように思えます。5月のkネット学習会にてご登壇いただいた小島弁護士も、「民法改正があっても裁判所はきっと何も変わらないだろうと思っていたが、実際にはいろいろな変化がみられる」とおっしゃっておられました。しかし裁判所が変わっていく途中だとしても、全国の家庭裁判所の全ての関係者に変化がいきわたるには、まだまだ相当に時間がかかるのかもしれない。

まだ変化しきれていない、調査官や調停委員に出会ってしまった場合には、「改正民法766条の趣旨に照らしてその考え方はもう変わっている。」「他の家庭裁判所ではこんな風にやっている。」などと、新しい考え方にそくした運営をしてもらえるよう、粘り強く主張し続けましょう。強く主張した結果、裁判所調停委員の態度がガラッと変わった事例もまた複数報告されています。

新旧の対応が混在している今こそ、当事者が毅然とした態度で裁判所にあるべき姿になるよう求め続け、全体の変化を加速させること。それが、真の意味での子ども達の福祉にかなうものと信じてやみません。(桑原正樹)



4月7日

5月12日

6月9日

例会報告



学習会「どう取り決める？ 離婚後の子育て」
お話・小嶋勇さん(弁護士)

★6月9日@国立公民館

- ・5月12日の学習会での運営上の反省点を話し合い、改善対策を確認しました。
- ・会報21号の編集内容確認の打ち合わせを行いました。
- ・8月実施の学習会の内容についてアイデア出しを行い、テーマを決めました。

★4月7日@国立公民館

- ・5月12日の学習会の準備、進め方の確認を行いました。
- ・共同養育・面会交流リーフレット作成、配布について話し合いました。
- ・「kネット九州」名称使用について考え方を確認しました。

★5月12 @銀座

家庭裁判所委員会って何だ？

家庭裁判所の運営について非公開で議論する家庭裁判所委員会について傍聴を求める要望書を千葉家裁と東京家裁に提出しました。

家庭裁判所委員会について、東京家庭裁判所では以下のように説明しています。「家庭裁判所委員会とは、最高裁判所が定めた家庭裁判所委員会規則（昭和24年1月1日施行され、平成15年8月1日から全面改正）によって全国の家庭裁判所に設置されている委員会です。家庭裁判所委員会が創設された昭和24年から家庭裁判所の歴史とともに歩んできました。この委員会は、当該家庭裁判所の運営に関し当該家庭裁判所の諮問に応ずるとともに、当該家庭裁判所に対して意見を述べることを目的としており、法曹関係者、地方公共団体の職員、学識経験者等によって構成されています。

司法制度改革審議会において、国民の司法参加の機会の拡充という視点からも種々の検討がされた結果、（略）家庭裁判所委員会においても、諮問という形にこだわらずに自由な意見交換を行い、委員の方から率直な意見を述べていただくことによって、より一層活発な委員会運営ができるようになりました。」

ちなみに、東京家裁の委員は、以下のようになっています。最近では面会交流がテーマになることも多く、議事録もホームページで公開されています。風通しよくしましょう。（宗像）
青山善充（明治大学法科大学院教授）、黒川胤臣（関東医療少年院長）、小宮山了三（戸越銀座商店街振興組合理事長）、斉藤仁（国士舘大学大学院・体育学部教授）、竹内景子（東京都女性相談センター所長）、浜本康弘（東京急行電鉄株式会社・グループ事業本部第二部課長）、原幹生（東京都社会福祉協議会福祉部長）、水野あゆみ（東京家庭裁判所家事調停委員）、三矢恵子（NHK放送文化研究所計画管理部担当部長）、澄川洋子（東京弁護士会）、楯香津美（第一東京弁護士会）、村田珠美（第二東京弁護士会）、中原亮一（東京地方検察庁刑事部長）、西岡清一郎（東京家庭裁判所所長）、近藤ルミ子（東京家庭裁判所家事部所長代行者）、嶋原文雄（東京家庭裁判所少年部所長代行者）

家庭裁判所委員会の傍聴を求める要望書

2012年7月3日

東京家庭裁判所委員会委員長 西岡清一郎 様
東京家庭裁判所委員会委員の皆様

常日頃から、市民に身近な家庭裁判所の実現に向けて、話し合いを重ねていただいておりますこと、ありがとうございます。

私たちは、主に離婚をきっかけにして子どもと交流するのが困難になった親のグループです。離婚や別居後の子どもの養育について相手方と話し合う際、家庭裁判所の調停・審判、裁判が、公的機関が提供する唯一の手段です。したがって私たち利用者は、家庭裁判所の運営に常日頃から関心を寄せるとともに、市民に身近で、利用者のための家庭裁判所が実現するように、度々要望を届ける活動をしてきました。

そのような立場から私たちは、家庭裁判所のあり方について話し合う家庭裁判所委員会の審議にも高い関心を寄せ、議事録なども拝見させていただいております。

家庭裁判所が市民に身近で、利用者のサービス向上がいつそう進むためには、実際に家庭裁判所を利用している方々の声を家庭裁判所がすくい上げることが一番と思います。そのための一つの場として、家庭裁判所委員会の役割はこれからよりいっそう重要になり、より注目されていくことが予想されます。

たとえば自治体の各種委員会や審議会のように、まず、家庭裁判所委員会の審議を一般に公開することが、そのための第一歩として重要な意味を持つと私たちは思います。

市民に身近で、開かれた家庭裁判所を実現するために、家庭裁判所委員会を市民が傍聴できるようにしてください。

子どもの権利無視。保身と偏見の行政判断（子ども手当編）

行政は、私たちが日常生活を送る上での身近な窓口で、法に基づき、公正平等に秩序ある生活を守るべきところではある。

私たちは法に定められた当然の権利を履行するために事実をそこに届け出るのであるが、役人が法を偏って解釈し、個人の権利を侵した場合、その回復には莫大な時間と労力を要します。

法が正しくとも、運用する人間が正しく運用しなければ、私たちの基本的人権は、公権力という絶対的な力により侵害されることになるのです。

そこで、私達や子どもたちの権利を守るためには、行政窓口の親権神話を崩すことは重要なのだと思います。

私は連れ去り～引き離し被害を経て、子どもと暮らすこととなりました。

子どもがここで暮らすからには、普通の子どもが当然に受けられる権利を享受するべく、白馬村の役場に子ども手当の請求をしました。ここで、役人の偏見に虐げられることとなります。

「こいつは、離婚して親権を失い、子どもとは別居していた。その親権の無い親が住民登録もない子どもの手当を請求したところで支給できない。」

というわけで、私の請求は放置されました。

法の定めには、親権、住民登録の有無は支給条件ではなく、支給要件は子どもの養育実態のみとなっているのに。

一方、私は請求後何事もないのだから、請求はとおったものと普通に解釈していました。約1か月後、元妻は子の引き渡し請求を申し立てました。これは原審は認めるも、高裁では逆転差し戻し、最終的には差し戻し審にて取り下げられます。

子ども手当の支給日。手当の支給はされないし、届出に対する通知もないので、私は不作為の異議申し立てをしました。

そして通知されたのは『支給保留』。理由は、「受給者が未確定のため」。

法によれば私が受給者であることは明らかです。子の養育実態も行政は把握している。それなのに受給者として確定できない理由つ

て？

そこで、この保留処分に対して、行政不服審査法に則り、異議申し立てをしました。棄却されました。

理由は「親権者より引き渡し請求がされ、監護者が確定していないから、両者の話し合い、もしくは司法的な判断が確定するまで認定を保留する」。

私たちが裁判所でよく出会った、「決めたい結果へ導くための理由づけ」と同様の手法です。

「親権者でないものには権利を認めたくない」

引き渡し請求が申し立てられたのは、子ども手当の請求の1か月以上後です。

それを待つかのように子ども手当の請求の届出は放置されました。また、監護権など争っていません。そして、子ども手当の受給者は協議して決めるものでも、監護権者に支給されるものでもありません。

かくして、長野県への審査請求へと進みますが、申立の後3か月の期限が過ぎても連絡は来ず、催促をしてやっと決定が来るという始末。結果は棄却。

ところが、ここでの理由は異議申し立ての棄却理由を否定していて、監護権は関係なく、住民票がないから同居とは認めないというもの。

支給要件に住民登録は関係ないし、当然に居住実態は認められているところなので、いよいよ行政訴訟に移行することになります。

ここで、当初の子ども手当の請求から1年3か月が経過しています。子ども手当支給の趣旨が完全に失われているのです。

後に、私は親権者となりました。すると、なぜかはそのことを知った白馬村役場は、何の説明もなく一方的に子ども手当の支給決定をしてきました。

つまり、「親権者になったから権利を認める」というわけです。

そして、訴訟になる前に支給を済ませてしまっ、訴訟理由を無くす魂胆です。

こうして行政訴訟を起こし、役場の襟を正す私の目論みは絶たれましたので、この度、長野県地方裁判所松本支部にて国家賠償訴訟で係争中です。（堤 則昭）

「共同養育センターつむぎ」便り NO. 6

今年の夏は・・・などいろいろな情報が飛び交っていますが、全国的に節電の季節が近づいてきました。私のような不安定な仕事をしているものにも容赦ない消費税増税なんてものも決まりそうで、もっと大事なことがなおざりにされていってる気がします。気持ちにも経済的にもゆとりがない中、将来への希望も持てない世の中になってきているようです。少しでも明るい話題がほしいところですが、東京都では、子どもに会えないかたへの電話相談も始まって、つむぎとしては少し焦っていました。相談者がいなくなるのではないかとか面会の仲介もできないのではと。

電話相談をされたかたから、東京都では毎月1回のビジテーションしか受けてもらえないという話を聞いて、安堵はしたものの、一時は電話相談も来ない時期もありました。まだまだ宣伝不足でもあり、細々とやっているのだからこれから徐々にと考えています。

そんな中、何件かの問い合わせのお電話やメールをいただいています。ありがたいことです。7月からビジテーションが始まります。前回のものが終わってから約1年ぶりです。双方のお話をうかがっているとなかなか複雑な気持ちにもなりますが、子どもさんを軸に考えてやっていきたいと思っています。子どもの笑顔は宝物です。

秋からまた連続講座をします。家庭裁判所攻略法・合法的に子どもの情報を開く・子どもに会うために私たちができること・子どもに会えたときの接し方、この4つを予定しています。決定し次第HPに掲載しますのでみなさま是非おかけください。今悩んでいるあなたのお役に立てると思います。よろしくお祈りします。(植野史)

●あの時の選択を今

私の両親は、私が小学校5年生の時に離婚しました。忘れもしない冬の事です。

当時愛知県に住む私は両親が共働きだった為、毎年、学校の長期休暇には妹と2人で遠く離れた岩手の祖父母の家に行き休みを過ごしていました。しかし、その冬休みだけは、何か違う雰囲気があったのを今でも覚えています。

12月の冬休みになったすぐの頃、家族で少し早いクリスマスを迎え、普段厳しかった両親がいつになく優しく、買っていたセキセイインコを一緒に岩手に連れて行っていいよ。と許可してくれ、飛行機にのせる為に、むし籠に餌をいっぱい敷き詰めて、飛行機に乗せて祖父母の家までいきました。そして、都会とは違い自然に囲まれる中で、従姉妹とスキーをしたり、鬼ごっこしたり、宿題もしたりとのびのびとした生活を送りながら、両親がお正月休みに入り祖父母の家に遅れてやってくるのを待ちます。

しかし、あの忘れもしない冬休み。お正月に入り、祖父母の家に来たのは、父だけでした。母はいませんでした。何が起こったのか全く意味がわかりませんでした。祖父母もいる中で、父からお母さんはこないんだよ。これから、私達は祖父母の家で暮らすんだよ。と言われ、あまりの突然な出来事に理解ができずに、泣きじゃくったけれど、祖父母が大好きだった私は、祖父母と一緒に過ごせることや従姉妹もいる環境ならいいやと思いをすぐに切り替えることができたことは覚えています。

しかし、また、すぐに変化がありました。岩手の生活にも慣れてきた1月も中旬頃。。。。一度、名古屋に帰るといった父からやはり、名古屋で暮らそうと言われ妹と二人で名古屋に戻されることに。岩手の飛行場で、心配そうに送ってくれた祖父母の顔が今でも頭に浮かびます。

なんでも父が長年働いていた会社の人に岩手でやり直す選択もいいが、名古屋で働こう。戻ってこいと言われ、父なりに今まで住んでいた名古屋の方がいいと考え、再度、名古屋での生活をする事になったのです。もちろんそれまで住んでい

た家とは別の新居でしたけど。

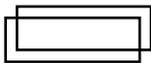
そこで初めてお母さんと離婚した詳細を知りました。泣きました。一晩中、妹と父と3人で泣きました。3人でこれからやっといこうと、3匹のわんちゃんのジグソーパズルを買ってきて3人で少しづつやった記憶があります。

それから、片親生活が始まりました。母親のいない生活は、思春期の女2人姉妹にとっては苦勞してたのかも知れません。お弁当を作ってくれるのは父。思春期の私と洋服を買いに行くのも父。それでも、父と一緒に暮らし始めたからには父に頼るしかなかったのかもしれない。そんな生活で育った私がどこかでトラウマがあることは間違いないかと、多かれ少なかれ傷ついているのかも知れないなということが今になって認められるようになりました。どのトラウマなのかはわからないけれど、一人暮らしもして世間にもままれた今となっては当時に比べれば幸せだな～とも思う反面。時々、トラウマが邪魔をすることもあります。また、親のことにしても離婚したカップルとしては尊敬はできないけど、それぞれ一人づつとしては尊敬できる部分があったりもする。共に苦勞してきた妹との気づなもすごくいいところは、家族の愛もある。そこにはある意味感謝。じゃあ、何がトラウマかと言うと。。。。最近、気付いた。

選択権がなかったこと。

離婚理由はどうであれ、どんな親であろうと、子供に選択権を与えてほしかった。親は親で今後の人生をどう歩もうか必死なのかも知れないし。子供のこれからを願ってくれるんだけど、

子供の意思是尊重してほしかった。例え0歳であっても、11歳であっても、DVの親であっても、立派な親であっても子供が選択をすれば、それが、子供の人生なのである。親が子供を育てる義務があるというものは、子供が本当に正しい道を選択する為に道しるべを作ることだと私は思う。だからこそ、道しるべがしやすい環境という意味でも、親の義務を果たす為にも共同親権には賛成。そして、今の私にできること。私と同じように悩む子供を少しでも減らして、それが元気な日本にも繋がるように、子供の人権を守ることに携われればと強く思っています。



当事者を生きる（冤罪セクハラカウンセラーとして）

前回の連載以降、ほんといろいろありました。なんてたって、私が京都地裁の損害賠償請求事件で、賠償責任を取れと判決された事です。いくら民事と言えど、原告のねつ造によるセクハラ提訴を地裁が認めたのは、ほんと日本の司法の、無能力の証しです。

裁判官はじっくり資料を読んでるし、自ら原告や証人の証言を聞いてて、その矛盾や曖昧さを理解しているにもかかわらず、ああいう判決しか出せなかったのは、若き女性裁判官織田某の組織内での力の無さ故と私は理解しています。もちろん原告の全面勝訴ではなくて、部分勝訴なのですが、敗訴部分はセクハラとは関係ない、私に対する根拠なき誹謗中傷ですから、当然の事です。勝訴部分は、争点のセクハラ現場を見たと言う、あやふやな偽証を認め、時間や場所を記録した私のアリバイ証明のカウンセリングケース記録を無視した事です。

それにしても二百万請求のうち、五十万の支払いが判決で決められました。弁護士を二人もつけた原告はこれでも赤字だろうと思うけれど、理不尽な提訴を受け時間と労力を費やした本人訴訟の私としても五十万は小さいものではありません。

そもそも、原告は人の噂話を真に受け激怒し、勝手に辞職した後、退職した元スタッフ同士で嫉妬妄想を膨らませ、私を潰す目的で提訴した事を、証拠の中でうっかり出してしまっています。私を法的に抹殺するには証拠がなくても聞えるセクハラしかありません。辞職して半年以上後にいきなりマスコミ呼んで記者会見してのセクハラ提訴です。ほんとバカな話。

まあ、原告の提訴に関わらず、私は家庭が壊れるでも無く、職場がつぶれるでも無く、私がつぶれるでも無く、多くの支援者に支えられ弁護士なしで、仲間と裁判を闘い、賠償金も多くの方にカンパを頂き、乗り越えました。（控訴しなかった理由はまた次回に書きますね。）

私にセクハラを受けて恐怖に辞めざるを得なかったという、その原告は私の関わる業界に嫌悪感や恐怖感を感じる事も無さそで、なにやら新しいビジネーションの組織の立ち上げに関わるとか・・・対人援助スキルの基本、巻き込まれない、巻き込まないというイロハがわからない人がビジネーションなんかやれるのかしらん。

私はこれまでの援助実践にますます、確信と勇気を得ただけでなく、多くの仲間の存在と、対人援助組織のありようについての学びを確認できた、貴重な体験とする事が出来ました。マスコミや司法にはセクハラカウンセラーとラベリングされたけれど、同じ様な苦しみを味あわされている多くの引き離し当事者と同じ地平に立つ事の意味を実感する私は、ひとりの当事者でもあります。





第2回 文献紹介「ネルソン小児科学」

私は、20年間、小児科と内科を標榜して病院勤務をした後に、今は老健施設に3年間勤務しています。また週に1回、近くの病院で外来をしています。

「ネルソン小児科学」は、世界で最も権威のある小児科学の教科書です。日本の小児科医のうちで、この本のことを知らない小児科医はいないと思います。診療で分からないことがあったり、同僚と意見が食い違っても、「ネルソン小児科学に書いてある」ということで決着します。日本語訳もあります。

18版（2007年）には、17章、別居、喪失、死別という章があります（p86-p91）。そのうち、別居と離婚の記載は、約1ページほどです。

離婚が子どもに及ぼす影響について、次のように述べています。「影響は、親の離婚後2年以内に認められることが多い」、「抑うつ症状が、離婚後5年以上も続く子どもがいる」、「学習障害や職業上の困難が、離婚後10年以上たってから起きることがある」。

そして、離婚後5年後の子どもの状態については、次のように述べています。「3分の1の子どもは、非常に不幸で、今の生活に不満足である。3分の1の子どもは、満足な順応を示す。そして残り3分の1の子どもは、両者の混合状態である」。

さらに離婚後10年後の子どもの状態について、次のように述べています。「45%の子どもは、良好な状態にある。41%の子どもは、学業成績低下、社会的適応の低下、情緒障害などがある」。

また、成人後について次のように述べています。「親が経験したことを繰り返すことを恐れて、密接な人間関係を樹立することが困難な人がいる」。

離婚は、子どもに非常に大きな影響を与えることが分かります。

その上で、ネルソン小児科学は「医療従事者は、子どものために重要な役割を果たすことができる」と述べています。それには「離婚後の両親のあり方が、子どもに大きな影響を与えることを、両親に伝えること」が重要であると述べています。

子どもは身体的にも精神的にも、半分は父親から、半分は母親から作られています。両親の間で、争いが続くと、子どもは深刻な影響を受けます。両親が互いを嫌っているということは、両親は子どもを嫌っているということです。両親は、離婚後も協力して、子どもの発達を助けていかなければなりません。

ネルソン小児科学は「離婚後も両親が子どもの生活に継続的にかかわることが、子どもにとって最も有益なことである」と述べています。父親も母親も、子どもの発達には重要な役割を果たしているのです。どちらの親が欠けても、子どもの発達には、支障を来さずということです（ウィキペディア「父親の役割」参照）。（堀尾英範）



「ついに面会交流開始！そしてこれからの課題」

4月についに息子との面会交流が実現しました。とにもかくにも、私自身が精神的にへこたれてしまわずに、ここまで踏ん張ってこれたのは、つながっている皆さんのおかげです。当たり前の子の日常を取り戻せたのは、実に1年半ぶりのこと。一緒に車に乗り、一緒に歌を口ずさみ、縁側に座ってご飯を食べて、子どもの手に渡ることなく送り返されていた2年前のクリスマスプレゼントで遊び、絵本を一緒に読み…話したいこと、伝えたいこと、やりたかったことを詰め込んで、初回の8時間はあっという間に過ぎていきました。天気は快晴。お日様も味方してくれました。4年生だった我が子は、6年生になり、以前より筋肉質になり、ダジャレの好きな少年になっていました(^ ^ ;)。

犯罪者でもなく、DV加害者としての嫌疑も認定も受けておらず、夫婦関係は破綻しても親子関係は至極円満であったのに、相手の感情と再婚事情によって、1年半も子どもと引き離され、「親子としての普通の時間」を持てなくなる事態のおかしさを改めて実感するばかりです。審判通りだと、今年のクリスマス前に面会交流が始まるはずでしたが、スムーズに始まらないのが、私たちの抱えている問題の1つで、私の場合も相手の「子どもが会いたくない」と言っているとの理不尽な主張で、面会交流は引き延ばされました。「履行勧告」「間接強制命令」と手を打ち、さらに代理人をN弁護士に依頼し、ようやく実現しました。N弁護士の方針は「まずは太陽政策」。とにかく、子どもと会うこと以外の無用な争点は作らぬよう2点を実行しました。

①本来止め立てされる筋合いはないが、当面子どもの学校行事などでイレギュラーに子どもの前に出現しない。相手を安心させるとともに、相手に付け入る隙を与えない。それでも相手が守らなければスクランブル発進。リーガルな方法で集中砲火。執拗に追い詰める。

②間接強制の執行後、それを取り返すかのように相手が求めてきた養育費をとりあえず払う。そもそも相手が断っていたがゆえに払わずにきた養育費だから、不合理な感は明らかだが、スパッととりあえず払い。養育費調停で適正な金額に調整する。

膠着状態がするするとほどける感覚で、面会交流は実現しました。「正しさ」を優先してきたこれまでの言動に一切後悔はありませんが、「無用な対立状況を避ける視座」をこれまで持てず、また感情はそれを許しませんでした。機が熟した…そんな感慨深さもありました。

面会交流の前日もその前の日も、なんだかそわそわして正直不安でした。息子はなおのこと複雑な気持ちだったろうと思いますが、心配した久々の再会場面では、息子は満面の笑顔でした。1年半ぶりの二人の会話もとってもスムーズでした。職場の先輩の「相手の妨害なんかでは、親子のつながりはビクともしないってことだね」の言葉は胸に染みみました。N先生からは、「子どもの意思を尊重すること」「できるだけ子どもの感情をまっすぐに受け止めまっすぐに返そう」「過去のことを言わない」というアドバイスをいただきました。6月にも面会交流は実現。途中ついに子どもが「お母さん」と呼んでくれました。(相手方によって封印されているので言えずに来ました)相手はせつせと「息子は次は会いたくない」と言っていると、おそらくプレッシャーを与えているのだらうと思いますが、面会を続けていくことで、息子が心をどんどん開けるように「いつでも大事に思ってる」「いつでもウェルカム」の気持ちをしっかり伝えていきたいと思います。でも、やっぱり、どう考えても、2ヶ月に1日8時間は親子にとって不自然極まりない短さです。子どもの思いにゆっくり応えてあげられる「養育時間」の確保を実現しなくてはと、面会交流が実現してはつきりと感じます。(大分県 宮原朋瑚)

私の 応援団

子どもと会えなくなった当事者は、希望を持って家裁に面会交流を申立て、誰もが必ず正義が勝つと信じて調停に望むことでしよう。私もそうでした。しかし、調停を進めていくうちに「理不尽」と言う感情が沸き起こり、正義と言う言葉の意味がわからなくなり、多くの当事者が現実を受入れられない心の状態になってしまいます。日々生活し生きて行くエネルギーを「理不尽」と言う感情と戦うことに使い、子どもと会えないことだけが、現実として残ります。

私は、子どもと会えないと言う現実を受入れってみました。／私は、子どもがより早く父親離れしたと考えました。／私は、子どもが母親のもとでスクスクと育っていると考えました。／私は、子どもにきちんと養育費を渡すことで親としての責任を果たそうと考えました。／私は、子どもの母親が愛情を込めて子育てしてくれていると考えました。

そして、子どもと会えなくなったことで、私はこれからの人生の中でやるべきことが見つかったことに感謝していると言う話を周りの方々に話すと、皆がそろって同じことを言ってくれるんです。

「宇野さん、きつとお子さんと会える日が来ますよ!」と。とってもうれしい言葉、元気が出る言葉、言葉のパワーをもらいます。弁護士や調停員より、私の応援団は周りの仲間なんです。独りで「会いたい」と思うより、応援団が「会えますよ」とパワーを送ってくれることに感謝です。このパワーは、きつと子どもにも伝わって、本当に会える日が来る気がします。これからも、もっともっと応援団を増やしていこうと思います。

宇野 努 (1) Lab. 子ども子育てラボトリー

互版

□これまで

- 四・三 つむぎ相談日 (銀座)
- 四・七 kネット定例会・運営会議 (国立)
- 四・五 親子交流くにたち定例会
- 四・一〇 つむぎ相談日 (銀座)
- 四・二七 つむぎ相談日 (銀座)
- 四・一九 親子交流くにたち定例会
- 四・二二 kネット交流会@別府
- 四・二四 kネット交流会 (銀座)
- 五・一 つむぎ相談日 (銀座)
- 五・三 親子交流くにたち定例会
- 五・八 つむぎ相談日 (銀座)
- 五・二二 kネット定例会・学習会「どう取り決める? 離婚後の子育て」(銀座セミナールーム)
- 五・二五 つむぎ相談日 (銀座)
- 五・二七 親子交流くにたち定例会
- 五・二九 kネット交流会@別府

- 府
- 五・二二 kネット交流会 (銀座)
- 六・五 つむぎ相談日 (銀座)
- 六・七 親子交流くにたち定例会
- 六・九 kネット定例会・運営会議 (国立)
- 六・一二 つむぎ相談日 (銀座)
- 六・一六 kネット交流会@別府
- 六・一九 つむぎ相談日 (銀座)
- 六・二二 親子交流くにたち定例会
- 六・二六 kネット交流会 (銀座)

□これから

- ★kネット定例会・学習会「父母の離婚を体験した子どもの立場から」
- 日時・八月十四日 (日)
- 一三〇〇〜一六〇〇、場所・銀座セミナールーム (東京都中央区銀座三―一三―一九東銀座313ビル8階)、参加費 一〇〇〇円 (講師謝礼・経費に充当します)、問い合わせ・kネット
- ★kネット定例会
- 日時・原則第二土曜午後一時から。詳細についてはお問い合わせ下さい

★共同養育センターつむぎ相談日

- 日時・第一、二、三火曜日 (七月三日、十日、十七日、八月七日、十四日、二十一日) 一八〇〇〜二一〇〇、場所・東銀座三―一三―ビルセミナールーム、料金三〇〇〇円 (一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算)、問い合わせ・〇九〇・四九六四・一〇八〇、*相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます

★kネット交流会

- 日時・七月二十四日、八月二八日 (毎月第四火曜日) 一九〇〇〜二一〇〇 (入退出自由)、場所・東銀座三―一三―ビルセミナールーム、参加費・五〇〇円 (運営費等含む)、問い合わせ・〇九〇・四九六四・一〇八〇 (植野)

★kネット交流会@別府

- 日時・七月二一日、八月一八日 (毎月第三土曜日) 一八〇〇〜二一〇〇、会場・野口ふれあいセンター (旧別府市立野口小別府駅から車で3分ほど、大分県別府市野口元町二―四三)、初めての方や電車でお越しの方の集合場所。

別府駅東口 (正面出口) 油屋熊八翁の像前、問い合わせ・knet-beppu@ctb.ne.jp、〇八〇・五二〇八・八七九七 (kネット別府交流会宮原)

★親子交流くにたち定例会

- 日時・毎月第一、第三木曜日 (七月五日、一九日、八月二日、一六日) 一九〇〇〜二一〇〇、場所・国立スペースF (国立市中三―一―一六)、問い合わせ・〇四二・五七三・四〇一〇 (スペースF)

【kネット国立事務所】

- 〒一八六―〇〇〇二東京都国立市東三―一七―一好日荘B―二〇二 (郵便はこちらにお願いします)

【東銀座313ビルセミナールーム】

- 東京での相談、交流会・グループワーク、セミナーの開催はこちらです。(こちらでは郵便は受けていません)

- 東京都中央区銀座三―一三―一九、東銀座三―一三―ビル八階最寄り駅II地下鉄東銀座駅徒歩三分、銀座駅徒歩一〇。晴海通りから工事中の歌舞伎座のある通りに入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局向かい。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。立法府への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。会員・賛同者を募っています。

年会費 (会員は別居親と家族) ・三〇〇〇円、賛同金三〇〇〇円。またみなさまからのご寄付をお願いします。会費・賛同金、ご寄付は、以下にお振込みください。

■郵便振替 00130151472679 加入者名kネット

■銀行口座 銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店 0072170 kネット。共同親権運動ネットワーク共同代表 植野史 (銀行口座をご利用の場合は、メール、FAXにてお名前連絡先をお知らせください)。

info@kyodosinken.com